

【 粕 屋 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1.開催日時 平成 30 年 6 月 8 日（金）9 時 00 分～11 時 30 分

2.開催場所 粕屋町役場 2 階 大会議室

3.出席委員（15 名）

会 長	安河内	勇 臣
副 会 長	長	武 範
1 番	因	光 明
2 番	内 田	吏
3 番	八 尋	文 枝
4 番	山 田	好 美
5 番	田 代	慶 子
6 番	八 尋	勇 光
7 番	船 越	英 治
8 番	小 西	敏 喜
9 番	青 木	勝 浩
1 0 番	今 泉	義 秀
1 1 番	安 川	利 正
推進委員	田 代	精 一
推進委員	長	昭 憲

4.欠席委員（1 名）

推進委員 瓜 生 俊 二

5.議事日程

第 1 開会のことば

第 2 会長挨拶

第 3 議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請について（5 件）

議案第 2 号…農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について（1 件）

議案第 3 号…農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について（1 件）

議案第 4 号…農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について（6 件）

報告事項 1…農地一時使用願における期間の延長について（4 件）

報告事項 2…農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（1 件）

6.農業委員会事務局職員

事 務 局 長 八 尋 哲 男

事 務 局 員 酒 井 英 臣

7.会議の内容

事務局	<p>【開会のことば】</p> <p>それでは、皆様おそろいになりましたので始めさせていただきます。本日は、瓜生推進委員より欠席の届出を受けております。また、事務局長は議会の関係で出席できないとのことなので代わりに開会のことばをしたいと思っております。今回議事録署名人は10番今泉委員、11番安川委員となっております。よろしくお願いいたします。それでは、皆様ご起立をお願いいたします。よろしくお願いいたします。続きまして、会長より挨拶をお願いします。</p>
議長 (会長)	<p>【会長挨拶】</p> <p>それでは、改めましておはようございます。久しぶりに現場が多かったと思います。時間もかなり経過していると思いますので、スムーズに議事を進めていきたいと思っております。今日はいつも通り、都市計画課と道路環境整備課からそれぞれご出席されております。それでは議題のほうに入らせていただきます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号1、</p> <p>該当法、第3条、地区名、甲仲原、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、酒殿、縄手ノ下、酒殿、後畑、仲原一丁目、</p> <p>面積、田、930㎡、975㎡、575㎡、1202㎡、計3682㎡</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、農業経営拡大のため、生前贈与のため、</p> <p>経営面積、自作8a、</p> <p>地元委員、酒殿、安河内 勇臣委員、甲仲原、小西 敏喜委員、</p> <p>位置図を2Pと5P、字図を3Pから6Pに添付しています。以上です。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号2 審議】</p> <p>続きまして、審議番号2番について事務局からお願いします。</p>

事務局員	<p>審議番号 2、</p> <p>該当法、第 3 条、地区名、酒殿、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、酒殿、大坪、</p> <p>面積、田、669 m²、496 m²、984 m²、621 m²、計 2770 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、所有者の高齢化のため、生前贈与のため、</p> <p>経営面積、自作 8a、</p> <p>地元委員、安河内 勇臣委員、</p> <p>備考、持分 1/2 を譲渡、</p> <p>位置図を 7P、字図を 8P、9P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>この件につきまして審議番号 1 と同一の方々でございます。この 4 筆については持分 1/2 の譲渡となっております。ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 2 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 3 審議】</p> <p>続きまして、審議番号 3 番について事務局からお願いします。</p>
事務局員	<p>審議番号 3、</p> <p>該当法、第 3 条、地区名、乙仲原東、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、仲原、サンテ、</p> <p>面積、田、1022 m²、1002 m²、計 2024 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、生前贈与のため、高齢化のため、</p> <p>経営面積、自作 93a、同一世帯です、</p> <p>地元委員、山田 好美委員、</p> <p>位置図を 10P、字図を 11P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>

議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号3 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号4 審議】</p> <p>続きまして、審議番号4番について事務局からお願いします。</p>
事務局員	<p>審議番号4、</p> <p>該当法、第3条、地区名、甲仲原、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、仲原、大町、</p> <p>面積、田、1072 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、生前贈与のため、高齢化のため、</p> <p>経営面積、自作93a、同一世帯です、</p> <p>地元委員、小西 敏喜委員、</p> <p>位置図を12P、字図を13Pに添付しています。以上です。</p>
議長	<p>ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号4 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号5 審議】</p> <p>続きまして、審議番号5番について事務局からお願いします。</p>
事務局員	<p>審議番号5、</p> <p>該当法、第3条、地区名、甲仲原、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、仲原、大町、</p> <p>面積、田、1004 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、生前贈与のため、高齢化のため、</p>

	<p>経営面積、自作 93a、同一世帯です、</p> <p>地元委員、小西 敏喜委員、</p> <p>位置図を 14P、字図を 15P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>3,4 番と同じように譲渡人は同じであります。それぞれ、息子さんに贈与してあるものです。なにかご質問等 ございましたらお受けいたします。</p>
船越委員	<p>ちょっといい。この申請理由ですけど、3,4,5 は高齢のための生前贈与。1 番、2 番は生前贈与、経営拡 大、所有者高齢化のためとなっているが、これはどう解釈すればいいのですか。</p>
事務局	<p>申請書は申請者の方が記入してきます。一応このように書きなさいという決まりはありません。所有権を変 えるときに、申請者の方にこのように書きなさいと指示するわけではありませんので。</p>
船越委員	<p>高齢化であったり、生前贈与であったりするけど統一できないのか。</p>
事務局	<p>あんまり、うちからはちょっとですね。</p>
事務局長	<p>船越さんが言われているのは、もともとの理由があって生前贈与というのは後のような形になりますよね。な ので、これでいけばもともとの理由は、1 番は農業経営拡大のため、3,4,5 番は高齢化のためが先に、もとも との理由が先に来るべきであろうという。</p>
船越委員	<p>1 番は農業経営拡大のためで、2 番は高齢化のためになっていますので。事由としては同じことでしょ。</p>
事務局長	<p>機会があれば統一していきたいと思いますので。できるだけ、統一できるようにしていきたいと思います。</p>
議長	<p>5 番につきましてはよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 5 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
内田委員	<p>ちょっとよろしいですか。申請理由は誰が書かれるのですか。</p>
事務局	<p>これは申請者です。</p>
内田委員	<p>申請者は譲受人、譲渡人どちらか決まっていないわけですよね。</p>

事務局	決まっていません。一応、作成者は行政書士とかの場合もあります。3 条ぐらいでしたら本人たちでも書けますので。
内田委員	なんでバラバラになるかという、誰が申請しているかその人の意志によって変わるだろうと思います。
事務局	お渡しするときに口添えすることはできます。そういう言い方を今後していこうかと思います。
議長	【第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1 審議】 それでは、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について、審議番号 1 番について事務局お願いします。
事務局員	審議番号 1、 該当法、第 4 条、地区名、戸原、 届出人住所氏名、 土地の表示、戸原、清力、田、1 m ² 、田、1200 m ² 計 1201 m ² 、 転用目的、資材置場、資材置場の造成、 施設の概要、資材置場 1201 m ² 、 立地条件、東:道路、西:田、南:水路、北:道路、 隣地承諾の有無、なし、 隣地者条件、なし、 地元委員、長 武範委員 市街化調整区域で県知事処分となっております。 位置図を 17P、字図を 18P、計画図を 19P から 21P に添付しています。以上です。
議長	この件につきましては、皆さんで現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	【第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1 採決】 質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。
議長	【第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 審議】 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、審議番号 1 番を事務局お願いします。
事務局	審議番号 1、 該当法、第 5 条、地区名、原町、 申請人住所氏名、

	<p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、原町三丁目、田、874 m²、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>転用目的、宅地造成、宅地分譲のため、</p> <p>施設の概要、戸建住宅 4 棟、</p> <p>建築面積、241 m²、建ぺい率、40%、</p> <p>立地条件、東:宅地、西:宅地、南:宅地、北:道路、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、青木 勝浩委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。</p> <p>位置図を 23P、字図を 24P、計画図を 25P、26P に添付しています。以上です。</p>
議長	この件につきましても、皆さんで現地確認を行った場所でございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。
内田委員	ここで建ぺい率が 40%というのは意外と厳しいのでは。
事務局	土地のはい。一応これをここに書き入れるようにしています。あそこは 40%ぐらい。
都市計画課	はい。第一種低層住居専用地域というところは、都市計画法の決定で 40%と決まっています。容積率は 60%ぐらいです。
議長	他にご質問等はございませんでしょうか。
議長	<p>【第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1、2、3、4 審議】</p> <p>それでは、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1 をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1,2,3,4 が同一案件になりますので、併せて読み上げたいと思います。</p> <p>審議番号 1、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、戸原、</p> <p>申請人住所氏名、</p>

相手人住所氏名、
土地の表示と面積、戸原、料ノ坪、田、2468 m²、
権利の種類、賃借権、
転用目的、その他、貨物運送事業施設造成のため、
施設の概要、全体面積 12,819 m²(うち転用面積 8,296 m²)、
建築面積、6,325 m²、
立地条件、東:田、西:雑種地、南:道路、北:水路、
隣地承諾の有無、なし、
隣地者条件、なし、
地元委員、長 武範委員、

審議番号 2、
該当法、第 5 条、地区名、戸原、
申請人住所氏名、
相手人住所氏名、
土地の表示と面積、戸原、料ノ坪、田、1.29 m²、
権利の種類、賃借権、
転用目的、その他、貨物運送事業施設造成のため、
施設の概要、全体面積 12,819 m²(うち転用面積 8,296 m²)、
建築面積、6,325 m²、
立地条件、東:田、西:雑種地、南:道路、北:田、
隣地承諾の有無、なし、
隣地者条件、なし、
地元委員、長 武範委員、

審議番号 3、
該当法、第 5 条、地区名、戸原、
申請人住所氏名、
相手人住所氏名、
土地の表示と面積、戸原、料ノ坪、田、4606 m²、
権利の種類、賃借権、
転用目的、その他、貨物運送事業施設造成のため、
施設の概要、全体面積 12,819 m²(うち転用面積 8,296 m²)、

	<p>建築面積、6,325 m²、</p> <p>立地条件、東:宅地、西:田、南:道路、北:雑種地、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、長 武範委員、</p> <p>審議番号 4、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、戸原、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、戸原、料ノ坪、田、1221 m²、</p> <p>権利の種類、賃借権、</p> <p>転用目的、その他、貨物運送事業施設造成のため、</p> <p>施設の概要、全体面積 12,819 m²(うち転用面積 8,296 m²)、</p> <p>建築面積、6,325 m²、</p> <p>立地条件、東:道路、西:雑種地、南:雑種地、北:水路、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、長 武範委員、</p> <p>市街化調整区域で県知事処分となっております。開発不要、審議番号 1,2,3 と同一案件です。</p> <p>位置図を 28P、字図を 29P、計画図を 30P から 33P に添付しております。以上です。</p>
議長	<p>これは、審議番号 1 番から 4 番までは、同一箇所です。同一申請人です。なおかつ、現地を皆様で確認したところでございます。ご質問等がありましたら、一括してお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1、2、3、4 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 5、6 審議】</p> <p>それでは、審議番号 5 番をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 5、6 も同一案件となっておりますので、併せて読み上げたいと思います。</p> <p>審議番号 5、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、甲仲原、</p>

	<p>申請人住所氏名、 相手人住所氏名、 土地の表示と面積、仲原、古川、田、1251 m²、 権利の種類、賃借権、 転用目的、貸駐車場、経営規模拡大による駐車場新設、 施設の概要、造成面積 2254 m²、 立地条件、東:水路、西:田、南:水路、北:水路、 隣地承諾の有無、なし、 隣地者条件、なし、 地元委員、小西 敏喜委員、</p> <p>審議番号 6、 該当法、第 5 条、地区名、甲仲原、 申請人住所氏名、 相手人住所氏名、 土地の表示と面積、仲原、古川、田、1003 m²、 権利の種類、賃借権、 転用目的、貸駐車場、経営規模拡大による駐車場新設、 施設の概要、造成面積 2254 m²、 立地条件、東:田、西:水路、南:水路、北:道路、 隣地承諾の有無、なし、 隣地者条件、なし、 地元委員、小西 敏喜委員、</p> <p>市街化調整区域で県知事処分となっております。審議番号 5 と同一案件です。 位置図を 34P、字図を 35P、計画図を 36P から 38P に添付しております。以上です。</p>
議長	<p>審議番号 5、6 につきましても、同一箇所、同一申請人となっております。一括して質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 4、5 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>

議長	それでは、都市計画課と道路環境整備課の皆さんはご苦労さまでございました。 【都市計画課・道路環境整備課 退席】
事務局	【報告事項 1 農地一時使用願における期間の延長について】 農地一時使用願における期間の延長について報告 【報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告
副会長	【閉会のことば】 これもちまして、今回の農業委員会を終了いたします。